

患者のみなさまへ

当院では、**特定行為看護師** が  
**特定行為を実施**しています！



## 特定行為看護師

### 特定行為とは

厚生労働省「特定行為に係る看護の研修制度」により養成された看護師が、看護の専門性を発揮し、手順書に定めたより難易度の高い診療の補助を行います。医師の判断を待たずに病態を判断し、安全性の高い医療を提供することが可能となります。

### 実施内容について

人工呼吸器・気道確保関連  
動脈血液ガス分析関連  
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連  
術後疼痛管理関連  
循環動態に係る薬剤投与関連

### 特定行為に関するご相談

場 所：1階 医療安全対策室  
医療安全相談室  
日 時：9時～17時  
窓口責任者：医療安全管理者

